

広島県教育委員会訓令第9号

本 庁

地 方 機 関

学校以外の教育機関

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十六日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令の一部を改正する

訓令

事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和二十七年広島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第七条の二 職員は、条例第十四条の二に規定する介護時間の承認を受けようとするときは、当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして請求しなければならない。

2 前項に規定する介護時間の承認の請求は、休暇簿によつて行わなければならない。

第十条第三項中「限る。」の下に、「第七条の二第二項の規定による介護時間の承認の請求」を加える。

附 則

1 この教育委員会訓令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 改正後の事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（以下「新訓令」という。）第十条第一項に規定するシステム利用者に係る介護時間の承認の請求については、同項に規定するシステムにより当該請求を行うことができるようになるまでの間、同条第三項の規定にかかわらず、新訓令第七条の二第二項の休暇簿により行うものとする。